

高齢者虐待防止について

「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」

(高齢者虐待防止法) 平成17年11月1日成立 平成18年4月1日施行

高齢者虐待とは

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより**権利利益**を侵害される状態や生命健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」

民生委員・児童委員ハンドブックには、

V 行政機関等への協力活動 地域包括支援センターの事業内容 (P70) の中で高齢者虐待にふれています

③ 高齢者の権利擁護のための相談支援を行います

- ・ 消費者被害や高齢者虐待、成年後見制度利用に関する相談・支援を行政と連携し行います
- ・ 権利擁護に関する知識の普及・啓発に努めます

高齢者虐待対応支援マニュアルには、

II 高齢者虐待への対応に向けた役割とネットワーク

1 地域における関係者・機関に期待される役割

(1) 地域の役割 ■ 民生委員 ■

民生委員は高齢者世帯の実態調査なども実施しており、日頃から家庭の様子などを把握しています。民生委員は、地域包括支援センターなどの相談機関に的確につなげることに心がけ、地域のネットワークの一員として、調査、ケース会議への出席やフォローアップなど協力を求められることとなります。また、ケースによっては介護が必要な高齢者の家族が地域から孤立しないように見守ることや、グレーゾーンの世帯についても見守りの役割が期待されます。

札幌市における養護者による高齢者虐待に関する相談支援体制 (H18年7月～)

高齢者本人や介護者の虐待に対する自覚の有無に関わらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待があると考えて対応します

虐待の発見 (通報努力義務)

生命又は身体に重大な危険が生じている虐待 (通報義務)

本人から虐待を受けている旨の届出

高齢者虐待の関する相談



東区保健福祉課 (相談担当係、福祉支援係、保健支援係)	784-0433
第2地域包括支援センター	781-8061
介護予防センター元町	784-0808
高齢者虐待電話相談 (札幌市社会福祉協議会)	614-2002

家族と同居、75歳以上、女性、認知症の方に

虐待発生リスクが高いので留意!

生活の場である地域において、一人の虐待をも「見逃さない」「見過ごさない」

「起こしてはならない」という意識と決意が大切です。